

# 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響等により生活に困窮される方々へ適切な支援を届けるため、既に総合支援資金を受け終わった方などを対象に、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には、生活保護の受給につなげるため、一定の要件のもとで新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という）を支給します。（申請期限 令和4年8月31日）

## 1 支給対象世帯

以下の ~ の全てに該当する場合のみ対象です。

<p><b>ア.総合支援資金（再貸付）を受け終わった、もしくは借り入れ最終月である。</b> 再貸付を申請したが不承認だった場合及び自立相談支援機関の支援が得られず再貸付を申請できなかった場合も含まれます。</p> <p><b>イ.緊急小口資金及び総合支援資金（初回）をいずれも受け終わった、またはいずれも受けており、借り入れ最終月である（ただし上記アを除く）、</b> 現在生活保護や職業訓練受講給付金を受けている方は対象外です。</p>	
<p><b>世帯の収入月額・金融資産の合計が一定の基準以下（申請日時点）であること</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基準については別紙「収入・資産基準一覧」によりご確認ください。</li><li>・金融資産は預貯金及び現金を指し、不動産や株式、生命保険は含みません。</li><li>・新型コロナ感染症対応として支給された臨時的な給付金は、収入・金融資産に含みません。</li><li>・世帯の収入には、就労収入（総支給額から交通費を除いたもの）、年金、児童手当、児童扶養手当、失業手当等が含まれます。</li></ul>	
<p><b>今後の生活の自立に向け、下記のいずれかの活動を行うこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ハローワークに求職申込みをし、以下の求職活動を行うこと<ol style="list-style-type: none"><li>1) 月1回以上、自立相談支援機関の面談等の支援を受ける</li><li>2) 月1回以上、ハローワークで職業相談等を受ける</li><li>3) 原則月1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける</li></ol></li><li>・就労による自立が困難である場合は、生活保護の申請を行うこと</li></ul>	
<p><b>申請者が世帯の生計を主として維持していること</b></p>	
<p><b>生活保護や職業訓練受講給付金を受給していないこと</b></p>	
<p><b>偽りその他不正な手段により再貸付の申請をしていたり、暴力団員ではないこと</b></p>	

## 2 支給額・支給期間

住居確保給付金との併給が可能です

世帯員数	月額の支給額	支給期間
単身世帯	6万円	3か月間
2人世帯	8万円	
3人以上世帯	10万円	

支給対象世帯の方は裏面に申請方法を記載しています。必ずご確認ください。

### 3 支給のための手続き

- ・申請に必要な書類をご用意いただき、下記担当の窓口へ提出または郵送にて申請ください。
- ・提出いただいた書類等を審査し、その結果を郵送にてお知らせいたします。
- ・支給が決定された場合には、その後3か月間自立支援金が支給されますが、毎月求職活動に関する状況を所定の様式で報告していただく必要があります。

**申請期限：令和4年8月31日まで**

お問い合わせ・申請窓口

千歳市保健福祉部福祉課生活支援係

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

電話番号：0123-24-0894

### 4 申請に必要な書類

以下の ～ の全ての書類を提出してください。

	<b>支給申請書（様式1-1）及び申請時確認書（1-2）</b> 同封されている様式をお使いください。	
	<b>本人確認書類</b> （運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・住民票などの写し）	
	<b>再貸付終了等の確認書類の写し（アとイの両方）</b> ア.再貸付状況がわかる書類の写し（貸付決定通知書、貸付資金交付のお知らせなど） イ.再貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し	
	<b>収入関係書類</b> 世帯員の中で収入がある方（未成年かつ就学中の子を除く）全員について申請時の属する月の収入が確認できる書類の写し（給与明細、営業収支、雇用保険受給資格証明書、年金や児童扶養手当等がわかる通帳の写しなど。）	
	<b>金融資産関係書類（申請時点の預貯金残高がわかるページの写し）</b> 支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する方全員分の金融機関の通帳等（WEB通帳の場合はその画面）の写し又は残高証明等	
	<b>求職活動関係書類</b> 以下のいずれか1つを提出 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し 生活保護を申請中である場合は、保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの。発行は保護を申請した福祉事務所に御相談ください）	
	<b>振込先口座関係書類</b> 自立支援金の振込先口座の通帳等の写し （金融機関名、支店名、口座名義、口座番号がわかる部分）	

現在、住居確保給付金を受給中の場合は、住居確保給付金の支給決定書の写しを提出することで、  
、 の書類の提出を省略することができます。